

妊娠中の職場生活

★会社に規定がなくても
★パートなどの方も
会社へ申し出ることができます。

時間外、休日労働、深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限

妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。

変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

(労働基準法第66条)

輕易業務転換

妊娠中は、他の輕易な業務への転換を請求できます。

(労働基準法第65条)

危険有害業務の就業制限

一定以上の重量物の取扱い業務、有害物質が発散する場所等における業務については、妊娠・出産機能等に有害であることから、妊娠中はもとより、年齢等によらず全ての女性を就業させることは禁止されています。

(詳しくは6ページをご覧ください。)

(労働基準法第64条の3)

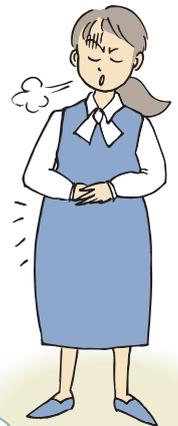
不利益な取扱いや ハラスメントは許されません！

妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由に「解雇」、「パートへの契約変更の強要」、「雇止め」など不利益な取扱いを行うことは「違法」です。

また、職場における妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に義務づけられています。

詳しくは10・11ページをご覧ください。

「早く帰らせてください」と言っても、結局毎日遅くまで残業。疲れた…。



1日中売り場に立っているのが、だんだん負担になってきた…

「体が大事だし、何かあったら心配だから、家庭に入ったら」って、しつこく言われても…



「仕事続けます」ってはっきり言わなくっちゃ！